

大牟田市電子入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）並びに測量、調査及び設計の請負契約（以下「対象工事等」という。）に係る条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）及び指名競争入札を電子入札システムにより行う入札（以下「電子入札」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 電子入札の対象となる対象工事等は、1件の予定価格が5百万円以上のものとする。ただし、当該対象工事等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害復旧等のため緊急を要するとき。
- (2) 特殊工法による建設工事であるとき。
- (3) 大牟田市総合評価方式条件付き一般競争入札実施要綱（平成27年4月1日施行）により入札を行う工事であるとき。
- (4) 複数の工事請負契約に係る競争入札を合併して行うとき。
- (5) 特定建設工事共同企業体（大規模建設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。）を対象とする工事であるとき。
- (6) その他市長が電子入札に適さない対象工事等であると認めるとき。

(電子入札の公告及び指名通知手続等)

第3条 市長は、一般競争入札を電子入札により行おうとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）第3条の規定に基づく公告（以下「公告」という。）を行うとともに、必要に応じてその概要を新聞等に掲載するものとする。

2 指名競争入札を電子入札により行おうとするときは、電子入札システムにより指名通知書を発行するものとする。

(電子入札システム利用者)

第4条 電子入札システムを利用することができる者は、本市の競争入札参加者資格を有する者とする。

(利用者登録)

第5条 電子入札を行うものは、本市の電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

2 前項の利用者登録に用いる電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行うものが発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）は、競争入札参加資格者名簿に登載された会社の商号、住所、代表者の名義で取得したものでなくてはならない。

3 電子入札システム利用登録者は、前項のICカードに登録された情報に変更が生じた場合には、速やかに変更後のICカードを再取得し、再度利用者登録を行わなければならない。

4 電子入札システム利用登録者は、電子入札システムに登録した企業情報、

代表窓口情報及びＩＣカード利用部署情報に変更が生じた場合は、当該変更内容の登録を行わなければならない。

(電子入札参加資格)

第6条 電子入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 本市の競争入札参加者資格を有する者。
- (2) 公告又は指名通知（以下「公告等」という。）の日から当該公告等に係る電子入札の開札の日までの間に大牟田市指名停止等措置要綱（平成8年3月1日施行）による指名停止等の処分を受けていない者
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者

2 市長は、電子入札に係る契約の性質又は目的により、特に必要があると認めるときは、前項各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件を付けることができる。

- (1) 対象工事等と同種若しくは類似する工事又は業務委託の受注の実績を有する者であること。
- (2) 対象工事等ごとに必要と認められる技術者を配置することができる者であること。
- (3) その他対象工事等ごとに定める要件を満たす者であること。

(入札書等の提出方法)

第7条 電子入札参加者は、公告等で定める入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札に必要な事項を入力し、電子入札システムにより入札書を提出するものとする。

2 電子入札参加者は、工事費内訳書又は業務費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）、その他公告等に掲げる入札に必要な書類を別表に定めるアプリケーションソフトウェア及びファイルの形式で作成し、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

3 入札を辞退する場合は、入札書の提出期間に辞退届を電子入札システムにより提出するものとする。ただし、指名競争入札において、入札書の提出期間前に辞退する場合は、辞退届を書面により提出するものとする。なお、辞退届を提出した後は、辞退届の撤回を行うことはできない。

(紙入札の取扱い)

第8条 電子入札参加者は、次の各号のいずれかに該当した場合において、紙による入札参加を必要とするときは、企画総務部契約検査室へ紙入札方式参加届出書（様式第3号。以下「届出書」という。）を公告等で定める入札書受付開始日から入札書受付締切日までに提出するものとする。

- (1) ICカードの取得を新規に申請しているとき。
- (2) ICカードの登録内容変更のため再取得を申請しているとき。
- (3) ICカードが失効、破損又は盗難等で使用出来なくなり、再取得を申請しているとき。
- (4) 電子機器又は通信回線等の障害により、電子入札での参加が出来ないとき。
- (5) その他やむを得ない事由があると認められるとき。

2 紙による電子入札参加者は、紙入札用入札書（様式第4号）及び前条第2

項で定める書類を封入し、届出書とともに提出するものとする。

3 紙による電子入札参加者は、紙入札用入札書にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載するものとし、記載がない場合は「000」として取り扱うものとする。

（設計図書等の閲覧又は配布）

第9条 市長は、電子入札参加を希望する者に対し、対象工事等に係る設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧又は配布により当該対象工事等についての周知を図るものとする。この場合において、設計図書等の配布は、電子入札システムから行うことができる。

2 設計図書等を入手するために必要な費用は、電子入札参加を希望する者の負担とする。

（予定価格の公表）

第10条 入札を行う場合における予定価格については、当該入札に係る公告等に掲載する等の方法により、当該入札前に公表するものとする。

（最低制限価格の公表）

第11条 入札を行う場合における最低制限価格については、当該入札に係る公告等に掲載する等の方法により当該入札前にこれを設定した旨を公表するとともに、落札決定後にその金額を公表するものとする。

（工事費内訳書等）

第12条 工事費内訳書等には、すべての項目に記入等がされていることを要し、値引き等による調整は行わないものとする。ただし、金額の表示については、四捨五入等により千円単位未満の端数整理を行うものとする。

（現場説明の不実施）

第13条 対象工事等に関する現場説明については、原則として行わない。ただし、施工の困難性、地域の特性等により文書での説明が困難な場合は、指名業者に限り、個別に現場説明を行うものとする。

（質疑及び回答）

第14条 入札参加者は、設計図書等及び現場について質疑があるときは、公告等で定める期限までに所定の質問書を提出することができる。

2 質問書は、ファックス又は電子メールにより提出しなければならない。

3 質問書に対する回答については、第1項の期限の翌日から起算して3日（大牟田市の休日を定める条例（平成元年条例第11号）第1条第1項に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に次の各号に掲げるとおり回答を行うものとする。

(1) 一般競争入札 閲覧、大牟田市公式ホームページに供する方法又は入札参加者に対する個別の回答により行うものとする。

(2) 指名競争入札 当該質問した指名業者にファックスにて文書を交付する方法により回答を行うものとする。ただし、当該指名競争入札の実施に係る基本的な事項に関するものについては、指名業者全員（入札を辞退したものを除く。）に対し、回答するものとする。

（見積期間）

第15条 対象工事等に係る入札価格の見積期間については、一般競争入札においては建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項、指名競争入札においては大牟田市建設工事等指名競争入札事務処理要綱（平成16年2月1日施行）第11条に定めるところによる。

(電子入札の方法等)

- 第16条 開札は、公告等に記載した開札日時後、速やかに行うものとする。
- 2 紙による電子入札参加者がいる場合は、事前に提出された紙入札書を開封し、当該業者名、記載された入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録するものとする。
- 3 入札執行回数は、1回とする。
- 4 入札参加者がいないときは、当該入札を中止する。

(電子入札の無効)

- 第17条 電子入札が大牟田市契約規則第8条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。
- (1) 予定価格を上回る価格をもって入札したとき。
- (2) 最低制限価格を下回る価格をもって入札したとき。
- (3) 工事費内訳書等の金額が入札額に対応しないとき。
- (4) 第7条に規定する必要書類に不備があるとき。
- (5) 同一案件において電子入札と紙による入札を二重に行ったとき。
- (6) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加したとき。

(電子入札参加資格の審査及び落札者の決定)

- 第18条 電子入札の結果、最低制限価格から予定価格までの範囲内（以下「予定価格等の範囲内」という。）で最低価格による入札を行った者を最低価格入札者として決定する。この場合において、予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者が2人以上あるときは、電子入札システム上のくじによって最低価格入札者を決定する。
- 2 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が第6条に規定する入札参加資格を満たし、かつ、最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められないかどうかを審査する。
- 3 最低価格入札者が、前項の規定による審査に合格した場合は当該最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最低価格入札者を落札者としない。
- 4 前項の規定により最低価格入札者を落札者としない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者（最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格等の範囲内である者に限る。）を入札価格の低い順に順次予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者とみなし、第1項から第3項までの規定を適用する。

(通知)

- 第19条 前条の審査の結果、落札者が決定した場合は、入札参加者に対して、落札決定通知書を電子入札システムより電子メールで通知する。
- 2 前条第2項の規定により、落札者としなかった最低価格入札者に対しては、文書によりその旨を通知する。

(入札結果の公表)

- 第20条 落札者を決定したときは、速やかに入札参加者及び入札金額並びに落札者及び落札金額を大牟田市公式ホームページに掲載するとともに、大牟田市情報公開センターにおいて閲覧に供することにより公表する。

(障害時の対応)

第21条 市長は、電子入札システムの障害、天災又は停電等のために電子入札システムを使用することが出来ない場合は、入札方法を大牟田市郵便入札要綱（平成15年9月10日施行）に基づく郵便に変更又は入札の延期若しくは中止するものとする。

付 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告した入札から適用する

付 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告した入札から適用する

付 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、一般競争入札については、同日以後に公告した入札から適用し、指名競争入札については、令和6年8月1日以後に指名通知した入札から適用する。

別表

アプリケーションソフト又は種類	ファイル形式
Microsoft Word	docx 形式、 doc 形式
Microsoft Excel	xlsx 形式、 xls 形式
Adobe Reader	pdf 形式